

## 2023年度活動の総括および2024年度のSDGsの主な取組項目について

### 1. 2023年度活動の総括および取組項目見直しの趣旨

- 2023年度は、長くゼロインフレが続いてきた日本経済にとって、約3%の大きな物価上昇、30年ぶりとなる高水準の賃上げ、日経平均株価のバブル後最高値更新など、「変化の兆しが見えた一年」となるなか、全銀協は、「社会・経済の持続的な発展を支え、明るい未来に繋げる一年」と位置づけて、次の3本の柱を掲げてSDGsの関連する目標の実現に向けた活動等を継続してきた。

第1の柱：経済の持続的成長と社会的課題解決への貢献（関連するSDGs目標※④、⑤、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮）

第2の柱：デジタル技術進展を踏まえた安心・安全で利便性の高い金融インフラの構築（目標⑨）

第3の柱：金融システムの健全性・強靱性向上（目標⑯）

- 第1の柱：経済の持続的成長と社会的課題解決への貢献に関しては、わが国におけるカーボンニュートラルの実現（SDGs目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」）などに向けて、全銀協として国際的な会議の企画や参画を通じて、トランジションの推進に関する情報発信を行った。また、金融経済教育（SDGs目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」）の分野において、新しいNISA制度を踏まえ、金融リテラシー向上の観点から、制度周知等の活動に注力するとともに、資産形成支援も含めた金融経済教育の推進活動として、今年度から新たに職域向けの講師派遣も開始した。
- 第2の柱：デジタル技術進展を踏まえた安心・安全で利便性の高い金融インフラの構築に関しては、SDGs目標9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る」の実現に向けて、手形・小切手機能の全面的な電子化による企業等の業務効率化に向けた取組みや、一部の地方税目におけるQR納付への対応を行った。
- 第3の柱：金融システムの健全性・強靱性向上に関しては、SDGs目標16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」の実現に向けた活動に取り組んだ。具体的には、引き続き、官民の連携の促進等を目的として「マネロン対応高度化官民連絡会」の開催や継続的顧客管理の理解促進のた

めの広報活動等を実施した。

- サステナブルな環境・社会を構築するためには、新たな価値創造や成長への挑戦を可能とする社会環境の整備が不可欠となる。全銀協は、以上の 2023 年度の取組みを踏まえ、2024 年度においても、引き続き、銀行界として、SDGs の具体的な課題の解決・実現に向けて、高い緊張感と使命感を持ってわが国を取り巻く環境を俯瞰し、様々なステークホルダーとの真摯な議論を通じて、困難な課題に正面から向き合い、新たな社会・経済の創生を支えて参る所存である。
- こうした認識のもと、今般、全銀協の SDGs の主な取組項目（2023 年 3 月 16 日 改定）について必要な見直しを行い、後記「2.」のとおり、2024 年度の取組項目を設定した。

※SDGs17 の目標



# 2023 年度活動の総括および 2024 年度の SDGs の主な取組項目について

## 2. 2024 年度の SDGs の主な取組項目について

※下線部は 2023 年度から内容に変更が生じたもの

| 課題（大項目）<br>課題（中項目）   | 2024 年度の具体的な取組み   |
|--|---|
| 1. SDGs/ESG に関する会員銀行の取組みの一層の推進（共通）【担当：SDGs/ESG 推進検討部会】   |   |
| SDGs/ESG に関する会員銀行の取組みの一層の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ SDGs の主な取組項目のフォローおよび銀行界を取り巻く環境等を踏まえた所要の見直し</li> <li>➤ SDGs に関する会員銀行の取組状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施および会員銀行の取組み周知・促進等を目的とした「全銀協 SDGs レポート」の公表等による情報提供</li> </ul>  |
| 2. 2050 年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮（目標⑦、⑫、⑬、⑭、⑮） 【担当：SDGs/ESG 推進検討部会、健全性規制等検討部会】 |   |
| (1) 2050 年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ エンゲージメントに関する会員銀行の取組支援、関係経済団体等を招いた勉強会の開催</li> <li>➤ サステナブル・ファイナンスに関する評価軸・基準等の動向のフォロー、先駆的な取組事例の共有、関係省庁の審議会等への参画および意見発信</li> <li>➤ <u>トランジション・ファイナンスやインパクト・ファイナンスの動向など</u>、サステナブル・ファイナンスの進捗に向けた議論のフォローと発信、中小企業団体等との連携深化を踏まえた政府への支援策等の要望</li> <li>➤ 企業および会員銀行のサステナビリティ・非財務情報開示の充実に向けた取組状況の把握、IFRS 財団の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）および金融審議会等、国内外の検討状況等のフォローおよび意見発信</li> <li>➤ 気候変動リスクに関する国内外の議論への参画、関係省庁の検討状況のフォローおよび意見発信</li> <li>➤ 自然資本・生物多様性等に関する国際議論のフォローおよび、TNFD フォーラムなども活用した機動的な情報収集</li> </ul> |

## 2023 年度活動の総括および 2024 年度の SDGs の主な取組項目について

| 課題（大項目）  | 2024 年度の具体的な取組み   |
|--|---|
| 課題（中項目）  |   |
| (2) 2050 年カーボンニュートラルに向けた会員銀行の取組状況等に関する調査                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経団連の「カーボンニュートラル行動計画」および「循環型社会形成自主行動計画」をはじめとする銀行界の各種取組みに関する進捗状況および新たな全銀協目標の達成具合を把握するためのフォローアップ調査の継続実施（会員銀行の CO2 排出量、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率、「通帳不発行型商品」の会員銀行の導入率、長期温暖化対策、プラスチック関連目標、生物多様性等）</li> </ul>   |
| <b>3. 地域経済の活性化、地方創生への取組み（目標⑧）【担当：融資業務態勢検討部会】</b>                       |   |
| 地域経済の活性化、地方創生への取組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生本部をはじめとする関係省庁・自治体・機関等の施策のフォローや、調査協力・周知依頼等に対しての必要な対応等の実施</li> <li>➤ 会員銀行における地方創生に関する取組事例の調査とともに、対外的な情報発信の実施</li> <li>➤ 「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」等を通じた地方創生に係る情報収集を行うとともに、必要に応じた会員銀行への情報還元など地方創生に関する個別行の取組みのサポートの実施</li> </ul>  |
| <b>4. 金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上（目標④）【担当：SDGs/ESG 推進検討部会、顧客本位検討部会】</b> |   |
| 全銀協、会員銀行における金融経済教育活動の拡充ならびに同活動をより公益的な活動として推進することを目的とした関係金融団体等との連携強化    | <p>（金融経済教育推進機構設立等に向けた対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>金融経済教育推進機構の設立・運営への適切な関与</u></li> <li>➤ <u>同機構の設立も踏まえた他の金融関係団体等との適切な連携</u></li> </ul> <p>（全銀協の活動の抜本的な見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>金融経済教育に対するニーズ・関心の高まりを踏まえ、金融経済教育推進機構の設立を踏まえた全銀協としての金融経済教育活動の実施および同機構への適切な移管・引継ぎ等</u></li> </ul> <p>（他金融団体等との連携施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>金融経済教育推進機構の設立を踏まえたうえで、国民の金融リテラシーの向上および子ども・若者の貧困問題解決への貢献を目的とした日本証券業協会との MOU にもとづく所要の活動の実施等</u></li> </ul> |

## 2023 年度活動の総括および 2024 年度の SDGs の主な取組項目について

| 課題（大項目）  | 2024 年度の具体的な取組み   |
|--|---|
| 課題（中項目）  |   |
| <p>5. 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧）<br/> <b>【担当：高齢社会対応等検討部会、SDGs/ESG 推進検討部会、人権・同和問題検討部会】</b></p> |   |
| <p>高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 高齢顧客との金融取引に係る政府・関係団体の動向や会員銀行における取組状況等のフォローと、必要に応じた会員銀行への情報提供の実施とともに、金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方の更新や新たな考え方の策定等の検討・実施</li> <li>➤ バリアフリーに関する会員銀行の取組状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施、関係省庁等における議論のフォロー・ヒアリング等での意見発信および会員銀行への情報提供等</li> </ul>  |
| <p>6. デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供（目標⑨）<b>【担当：決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会】</b></p>                      |   |
| <p>(1) 関係省庁および関係産業団体への働きかけや、電子インボイスとのシームレスな連携を通じた全銀 EDI システム（ZEDI）の利活用促進</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>全銀ネットと ZEDI の開発状況の連携</u></li> <li>➤ ZEDI の利活用促進に向けた、関係省庁および関係産業団体への継続的な働きかけの実施</li> </ul>   |
| <p>(2) 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組み促進</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 金融界において策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづいた、最終目標（2026 年度末までに交換枚数をゼロにする）の達成に向けた金融界の取組状況のフォローアップとともに、<u>中間的な評価の実施と、電子交換所のあり方等の検討</u></li> <li>➤ 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた、金融庁・中企庁等の関係省庁との連携のうえ、産業界への働きかけの実施</li> <li>➤ 手形・小切手機能の電子化に係る周知・広報のでんさいネットとも連携のうえでの実施</li> <li>➤ 手形・小切手以外の交換証券類（その他証券類）について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、交換枚数の極小化に向けた取組みの実施</li> </ul> |
| <p>(3) 税・公金収納の効率化の促進（<u>納税通知書等のデジタル化や地方</u></p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>地方税の eL-QR 付与対象税目の拡大状況および地方公金への eL-QR の活用範囲の拡大について政府動向の注視</u></li> <li>➤ 会員銀行ヒアリング等を通じて税・公金の電子納付に関する課題を把</li> </ul>   |

## 2023 年度活動の総括および 2024 年度の SDGs の主な取組項目について

| 課題（大項目）                                     | 2024 年度の具体的な取組み  |
|---|--|
| 課題（中項目）                                     |  |
| <u>税統一 QR コードの税・公金における活用の促進)</u>            | <p>握するとともに、関係先に対して、税・公金の電子納付の推進等に関する要望活動の実施、学費の電子化については、規制改革推進会議における議論を踏まえた今後の動向のフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 税・公金の電子納付の普及促進に向けて、<u>効果的と思われる施策（特別徴収地方税、国庫金等の新たな電子納付スキーム、地方税の納税通知書等のデジタル化を含む）</u>の検討・実施</li> </ul> |
| <b>7. 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATF への対応（目標⑩）</b> |  |
| <b>【担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ローンダリング問題検討部会】</b>   |  |
| <b>(1) 金融犯罪の被害防止</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特殊詐欺やフィッシング詐欺等の金融犯罪の犯罪動向を踏まえた取組みの充実（金融犯罪防止啓発活動の実施等）</li> <li>➤ インターネットバンキング等に関連する不正出金などの足下の犯罪手口を踏まえた、会員銀行向けの情報提供・注意喚起や顧客向け周知広報等の施策の検討・実施</li> </ul>   |
| <b>(2) AML/CFT 態勢の高度化</b>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ FATF に関係する情報提供および対応の検討</li> <li>➤ AML/CFT 動向の情報収集、先進的な取組み、重要文書翻訳等の情報提供</li> <li>➤ 顧客向けの周知広報活動の実施</li> <li>➤ マネロン対応高度化官民連絡会等による当局と他業態（協同組織金融機関を含む）との連携の強化</li> </ul>                           |
| <b>8. 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実（目標⑤、⑩）</b> |  |
| <b>【担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG 推進検討部会】</b>     |  |
| <b>(1) 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関連情報の提供（人権講演会の開催、人権だよりの発行等）</li> <li>➤ 人権啓発活動支援の実施等（人権テキストの作成、人権啓発標語の募集・表彰等）</li> </ul>   |
| <b>(2) 人的資本に関する理解や取組促進に向けた支援</b>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会員銀行の人的資本に関する理解や取組促進に向けた支援の実施</li> </ul>  |

以上